

東京23区外で子どもの定期予防接種を希望される方へ

～最初にご確認ください～

里帰りなどのやむを得ない理由により、東京23区外で子どもの定期予防接種を希望する場合は、接種前に「予防接種実施依頼書」の発行手続きが必要です。

1 対象者

次の全てに該当する方またはその保護者

- (1) 接種時に中央区に住民登録がある方
- (2) 里帰りなどの理由により、東京23区外の医療機関において子どもの定期予防接種を受ける必要がある方（国内での接種に限ります）

2 対象となる予防接種（子どもの定期予防接種）

小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、五種混合、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、H i b、B C G（結核）、MR（麻しん風しん混合）、麻しん、風しん、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、二種混合、ヒトパピローマウイルス（HPV）

※中央区が発行する「予防接種実施依頼書」に基づき、定期予防接種として実施した場合は、予防接種法の健康被害救済制度の対象となります。

3 定期予防接種費用の助成

「予防接種実施依頼書」に基づいて実施した子どもの定期予防接種については、費用助成を受けることができます。医療機関で予防接種費用を一度お支払いしてから、中央区に予防接種費用の助成申請をしてください。実際に支払った額または中央区が定める助成上限額のどちらか少ない額を助成します。助成の申請方法は裏面をご覧ください。

4 予防接種実施依頼書を申請する前に

「予防接種実施依頼書」の提出先および接種の前後に必要な手続きについて、予防接種を受ける予定の医療機関がある自治体の予防接種担当部署（保健所・保健センターなど）にご確認ください。接種する医療機関を変更する場合、再度申請が必要になる場合もございます。

予防接種実施依頼書の交付には**申請書が到達してから2週間程度**かかりますので、余裕をもって申請してください。

※実施依頼書の有効期限は最大半年です。有効期限が切れた場合は再度申請が必要です。

5 予防接種実施依頼書の申請方法

(1) 窓口での申請

母子健康手帳と本人確認書類をお持ちのうえ、中央区の保健所または保健センターにお越しください。

窓口で「予防接種実施依頼書交付申請書」に必要事項をご記入いただきます。

(2) 郵送での申請

「予防接種実施依頼書交付申請書」に必要事項を記載して、母子健康手帳の「予防接種の記録」ページの写しと一緒に保健所に送付してください。（区ホームページに交付申請書のPDFデータがございますので、印刷してお使いください。）

※生後2カ月未満の方は母子健康手帳の写しを省略することができます。



6 接種の方法

[＜区ホームページ＞](#)

4で確認した提出先に「予防接種実施依頼書」をご提出ください。

※予防接種を受けるための「予診票または問診票」の発行方法は、接種する医療機関がある保健所等の指示に従ってください。

※接種を受ける前に中央区から転出した場合は、実施依頼書に基づく接種はできません。

※接種を受けた医療機関で、母子健康手帳の「予防接種の記録」ページに接種歴を記載してもらってください。

裏面に定期予防接種費用の助成を受けるための手続きについて記載していますので併せてご覧ください。

東京 23 区外で子どもの定期予防接種を受けた方の費用助成について

～実施依頼書に基づく定期予防接種を受けた後～

里帰りなどのやむを得ない理由により、東京 23 区外で子どもの定期予防接種を受けた方は、申請手続きにより予防接種費用を助成します。

1 助成対象者

次の全てに該当する方またはその保護者

(1) 接種時に中央区に住民登録がある方

(2) 接種前に中央区から「予防接種実施依頼書」の交付を受けた方

※接種を受ける前に中央区から転出した場合は、実施依頼書に基づく接種はできません。

(3) 里帰りなどの理由により、東京 23 区外の医療機関において自費で定期予防接種を受けた方

※「予防接種実施依頼書」の交付を受けていない接種や予防接種法令に定める実施方法（対象年齢や接種間隔など）以外の接種、予防接種実施依頼書の有効期限外の接種、予診のみの場合等は助成の対象外です。

2 助成の申請方法

接種を受けた日から 1 年以内に以下の必要書類をご用意いただき、中央区の保健所または保健センターの窓口で費用助成の申請をしてください。

(1) 必要書類

① 予防接種を受けたことを証明する書類（使用した予診票または母子健康手帳など）

② 医療機関が発行した領収書（複数の予防接種を同時に受けた場合には、金額の内訳がわかるものを添付してください。）

③ 振込先金融機関の通帳（金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義の分かるもの）

④ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

※申請者と異なる口座名義に振込みを希望される場合には、委任状をご記入いただきます。

(2) 助成額

実際に支払った額または中央区が定める助成上限額のどちらか少ない額

申請内容を確認のうえ、申請者の指定する口座に振込みます。（1 か月程度かかります。）

(3) 支払い

提出された申請書類を審査したうえで、助成額を決定します。申請から 1 か月程度で入金されますので、通帳等のご確認をお願いいたします。



<区ホームページ>

3 問合せ先・申請窓口

窓 口	住 所	電 話 番 号
中央区保健所健康推進課	明石町 1 2 - 1	3 5 4 1 - 5 9 3 0
日本橋保健センター	日本橋堀留町 1 - 1 - 1	3 6 6 1 - 5 0 7 1
月島保健センター	月島 2 - 1 0 - 3	5 5 6 0 - 0 7 6 5
晴海保健センター	晴海 4 - 8 - 1	6 3 8 1 - 2 9 7 2